

<第124号>

平成29年3月1日発行

少年センターだより

可児市少年センター 可児市広見一丁目1番地 (可児市役所人づくり課内)

TEL (0574) 62-1111

毎月 第3日曜日は『家庭の日』

家庭は、ふれあいと安らぎの場であるとともに、青少年の人格が形成される基盤です。また、人との関係のあり方や社会のルールを学ぶ場でもあることから、岐阜県では昭和42年に毎月第3日曜日を『家庭の日』として定め、明るく豊かな家庭づくりをすすめるための取組を行ってきています。

可児市青少年育成市民会議では、毎年、市内の小学校と中学校の協力をいただいて、『家庭の日』の啓発のための図画・ポスターの募集や「わが家の宝物」と題した作文や標語の募集を行っています。

平成28年度は、2,247名の児童・生徒のみなさんが取り組んでくれました。「家族団らんの様子」や「家族からの愛情」「家族の絆」「家族の誇り」さらには「家族への深い感謝の気持ち」等が強く感じられる作品ばかりでした。



『家庭の日』図画・ポスター、「わが家の宝物」作文・標語 作品展
(平成29年1月14日~1月26日、可児市広見公民館ゆとりピアにて)

「わが家の宝物」標語の部 優秀賞受賞作品から

| | | |
|--------------------------|--------|----------|
| あいさつで 心ばかばか いいえがお | 旭小学校 | 仲野樹里さん |
| 「おかえり」で わたしの「あのね」が始まるよ | 広見小学校 | 甲斐ひま莉さん |
| 笑顔で おはよー 家族から | 今渡北小学校 | 伊佐次由李奈さん |
| 家族との 会話で明日も がんばれる | 蘇南中学校 | 今井萌園さん |
| 食卓を 笑顔がかこむ 日曜日 | 中部中学校 | 今泉奏恵さん |
| 我が家の象徴 今日も元気を母の声「ご飯だよー！」 | 広陵中学校 | 高野優衣さん |

〔作品展をご覧になった方の感想より〕

- はじめて、ゆとりピアでの作品展をみました。絵も標語もとてもすばらしく、感動しました。子供達の素直な気持ちが表れています。(一部抜粋)
- 「ほのほの」とするやさしい作品ばかりでした。作文を読んでいて「なみだ」が出てきました。

※ 『わが家の宝物 作文・標語集』(入選作品の作品集、作文60作品、標語71作品)は、市役所人づくり課や市立図書館にもあります。ご覧になりたい方は、ご一報ください。

『「子どもを伸ばしたい」そのとき大人にできること』

— 青少年育成シンポジウムより —



平成28年11月19日(土曜日)青少年育成シンポジウムにおいて、『子どもを伸ばしたい』そのとき大人にできること』という演題で、教育評論家の親野智可等氏による講演会がもたれました。

この講演の中では、ご自身の教育実践の中から、具体的な子ども達の様子を示しながら、次のようなお話をいただきました。

- (1) 子どもは、叱られ(注意を受け)続けると、自己否定をしやすくなる。
 - ・「どうせ、おれはできない。」「自分はだめ人間だ。」といった感覚に陥りやすくなる。
 - ・困難にぶつかると、すぐにあきらめてしまい、頑張りがきかなくなる。

- (2) 子どもができるように工夫してやり、『できた』という実感を育てることが大切である。
 - ・小さなステップを踏んで、できたことを認めてやり、『できた』という実感を積み重ねる工夫が大切である。
 - 例：帰宅後、かばんを放って、遊びに夢中で、宿題にすぐ取りかかれない子
 - ステップ1 浅く広い箱を準備して、帰宅したらかばんの中身を箱の中に広げよう
 - ステップ2 その日の宿題のノートを机に広げてから、遊ぼう
 - ステップ3 一問だけやってみてから、遊ぼう
 - 等、
 - というように、できることから始めて、順々にできたことを認め励ましていくことで「自分もやればできる」という自己肯定感が子どもの中に育っていくことになる。
 - ・もし、小さなステップを踏んでもできないことがあれば、無理をしてやらせようとせず、大人がやってあげればよい。
 - 例：食後に歯磨きをさせたいときは、約束をして、食卓の横に歯ブラシを準備しておいてやるなど

- (3) 共感的な理解につとめることで、子ども自身が心を落ち着けて解決に向かえる。
 - ・命に関わるような緊急事態の場合は、すぐに止めるために叱ることも必要である。
 - ・日常生活の中で、子どもに改善を促す場合は、いきなり叱るのではなく、なぜそうなったのか気持ちを話させて、〔親の意見を言わないで(我慢して)〕、まず子どもの気持ちをじっくりと聞き、その気持ちを認めてやるのが大切である。そうすることで、子どもの中に『自分のこと(気持ち)が分かってもらえた』という安心感が生まれる。
 - ・多くの子は「何がいけないのか」「どうしなければいけないのか」を心の中に持っている。
 - 例：兄弟げんか、まずは一人ずつ、気持ちをしっかり聞く
(兄の場合)
 - ㊦「どうして、けんかになったの」 ㊧「だって、弟が・・・だったんだもん」
 - ㊨「そうか、嫌だったんだね。」(共感する) ㊩「お兄ちゃんも、大変だね。」(認める)
 - 多くの子は自分のいけなさも分かっているから、解決の糸口は見つけている。
 - ㊦「今度、同じようなことがあったら、どうする？」 ㊧「今度は、〇〇するよ」
 - ㊨「さすがお兄ちゃんだね。」(認める)

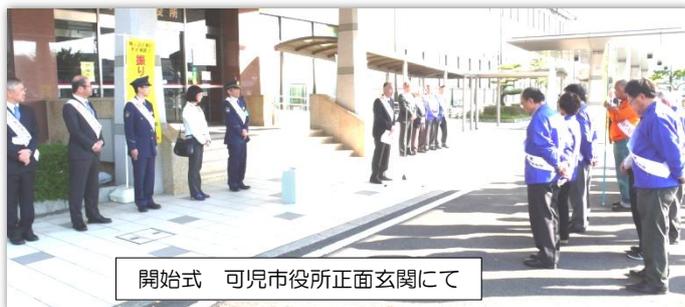
〔文責：青少年指導相談員 廣瀬〕

青少年の健全育成にご協力を

11月は『子ども・若者育成支援強調月間』でした。可児市青少年育成市民会議では、子どもを犯罪や有害環境から守る取組として『携帯電話・スマートフォン、インターネットの利用では、マナーやルールを家族で話し合うことが大切であること』を訴えるとともに、『危険ドラッグ等薬物の乱用防止』を呼びかける街頭啓発活動を行いました。

平成28年11月6日(日曜日)は、市庁舎で可児警察署長及び副市長にあいさつをいただき、その後、市内7つの大型店と7つの公民館まつり会場において、啓発活動を行いました。

この啓発活動には、市内の高等学校のMSリーダーズのみなさんを始め、酒販組合の皆様、多治見税務署、岐阜北税務署の皆様、各地区の関係者の皆様にも参加していただき、各地区青少年育成市民会議推進員と合わせて261名の参加を得て、およそ5,000名を超える市民の皆さんに呼びかけを行うことができました。



【ご協力いただいた店舗】

- バロー広見店 ○バロー西可児店 ○バロー今渡店 ○エディオン可児今渡店
- ピアゴ可児店 ○パレマルシェ西可児店 ○オークワ可児坂戸店 ○ヨシヅヤ・パティオ可児店

【公民館まつり会場】

- 土田公民館まつり ○姫治公民館まつり ○桜ヶ丘公民館まつり ○平牧公民館まつり
- 川合公民館まつり ○中恵土公民館まつり ○兼山公民館まつり

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2月～5月)

卒業や進学、新入学を機会に、スマートフォン等を子どもに持たせる家庭も多いと思います。スマートフォンやゲーム機、PC(コンピュータ)等を通して、子ども達がインターネットやSNS(ソーシャル ネットワーキング サービス)、オンラインゲーム等を利用する機会が増えています。

「長時間利用により生活習慣が乱れる」、「不適正な利用により青少年が犯罪の被害者や加害者になる」、「いじめやプライバシー上のトラブルに陥る」などの深刻な問題も発生しています。

こうしたトラブルに陥らないように、『子どもが自らを守る力を身につけさせること』が家庭や社会に求められています。

- ① 利用の際に潜む危険性について、家族で話し合って理解を深めましょう
- ② フィルタリングを推進しましょう
- ③ 利用のマナーやルール、約束をしっかりと話し合しましょう

※ 岐阜県青少年健全育成条例第三十一条により、平成26年10月に『青少年(18歳未満)が使用する携帯電話(スマートフォンなど)には、フィルタリングサービスを利用しない場合には正当な理由が必要』等の規定が設けられ、施行されました。

青少年の見守りは、補導員さんの活動に支えられています

補導員さんの献身的な街頭補導活動によって、地域の多くの青少年が見守られています。本年度も、駅や公園、学校周辺、通学路など、さまざまな時間帯に補導活動を行っていただきました。

| | 延べ日数 | 参加補導員 延べ人数 | 参加者 | 声かけをした 人数 |
|---|------------|---------------|---|--------------|
| 各地区の補導 | 68日 | 513人 | 地区青少年育成推進員、補導員 地域安全指導員、民生児童委員 PTA他（地区によって異なります） | 120人 |
| ※ 子ども達の夏休み中（7月、8月）に、各地区を巡回していただきました | | | | |
| 夏祭り補導 | 1日 | 30人 | 可児警察署警察協力員・少年補導員(10人) 保護司(9人)市の推進員(8人)事務局(3人) | 50人 |
| ※ 8月14日(日曜日)は、急な雨のため夏祭りの夜の部が中止となり、この日予定していた32人での補導は中止となりました | | | | |
| 少年センター 特別補導 | 12日 | 52人 | 小中学校PTA会長(16人) 地区の補導部長(12人)、市の推進員(24人) | 49人 |
| ※ 子ども達の夏休み中（7月、8月）に市内全域を巡回していただきました | | | | |
| 少年センター 通常補導 | 113日 /年 | 333人 | 市推進員(25人) 地区補導員(73人) | 363人 |
| ※ 延べ日数は2月・3月の予定も含んでいます。113日/年の内訳は、朝7:00～9:00(12日/年)、昼間15:00～17:00(24日/年)、薄暮17:30～19:30(35日/年)、夜間20:00～22:00(41日/年)です。 | | | | |

青少年に関わる各種相談窓口のご紹介

いじめにより、心身を傷つけられるといった報道が相次いでいます。いじめを受けた子が自らの命を絶ってしまうという悲しいことも起きています。いじめの他にも引きこもりやさまざまな犯罪被害の防止など、子ども達が抱えている問題の解決に向かう支援のために、可児市や岐阜県、また警察署などには、さまざまな相談窓口が設けてあります。

いじめを受けている子どもの立場に立つと「家族に心配をかけたくない」と思ったり、いじめの状況がさらに悪くなることを恐れたりして、真実を話せないでいることも考えられます。また、その他の問題を抱えていても、自分から助けを求めることができないでいるかもしれません。

相談窓口があることは、学校でもさまざまな機会に子ども達に知らされています。ご家庭や地域でも、こうした相談窓口があることを子ども達に知らせていただけると幸いです。また「子どもがいじめられているかもしれない」「何か問題を抱えているかもしれない」と思われたら、ぜひご相談ください。秘密が守られて、親身に相談に応じていただけます。

- 可児市いじめ防止専門委員会（月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで）
子ども専用フリーダイヤル 0120-263-115 大人用相談電話 0574-62-8700
- 可児市教育研究所（月曜日から金曜日、午前9時から午後4時まで）
「心の電話相談」 0574-63-2444
- 可児市少年センター(市役所人づくり課内)（月曜日から金曜日、午前9時から午後4時まで）
0574-62-1111 内線3427
- 岐阜県教育委員会「いじめ相談24」（24時間いつでもOK）
0120-740-070
- 岐阜県警察 本部少年サポートセンター 0120-783-800（午前8時30分から
各地区少年サポートセンター 0120-783-802 午後5時15分まで）